

共同養育・面会交流子どもたちのパスポート

取り決めた面会交流が 行われない場合は?

● 私的文書 (念書・協議書など) と公正証書の違い

私的文書でも法的な拘束力を持ちます。ただし争いになった場合には、公正証書に比べて信頼性が劣ります。私的文書の場合は署名は必ず面前自署、実印と印鑑証明書をもらっておきましょう。公正証書により強制執行ができるのは、養育費等の支払い部分のみです。

● 調停・審判で決めた場合

裁判所での取り決めが守られない場合は、家庭裁判所から履行勧告(面会の督促)を出してもらえます。電話でも申し出ることができ、無料です。

● 間接強制

裁判所での面会交流の約束が一定の期間内に実行されない場合、間接強制金を義務者に課す手続を裁判所に申し出ることができます。 不履行が続く場合は、裁判で慰謝料請求をすることができます(ただし、合意の文言によってはできないことがあります)。

*手続は自分でもできます。お気軽にお問い合わせ下さい。

調停を申し立てた場合の合意の割合

裁判所に面会交流調停を申し立てた場合、合意や決定で面 会交流の取り決めができる割合は55%です。月に1回以 上の約束で取り決めができるのはそのうちの半分です。

(司法統計より)

■ お問い合わせ先

共同親権運動ネットワーク

TEL. 03-6226-5419

(受付) 火~金曜日 13:00~17:00

取り決めについての諸情報やお近くの相談者や面会交流を支援する団体の紹介など、離婚と子どもについて情報提供をしています。



子どもと離れて暮らす親たちのネットワークです

〒186-0002東京都国立市東3-17-11好日荘B202

TEL 03-6226-5419 FAX 03-6226-5424

火曜~金曜 13:00~17:00 (受付)

Mailto info@kyodosinken.com

ホームページ http://kyodosinken.com



別れたあとの共同子育てのために